

<<<新旧対照表>>>

○多治見市パイプハウス等設置事業補助金交付要綱（平成27年3月5日告示第46号）の一部を改正する告示新旧対照表（案）

部署名：産業観光課

新		旧	
平成27年3月5日告示第46号		平成27年3月5日告示第46号	
○多治見市パイプハウス等設置事業補助金交付要綱		○多治見市パイプハウス等設置事業補助金交付要綱	
(補助対象経費等)		(補助対象経費等)	
第3条 補助の対象経費は、市内に住所を有し、かつ、市内に農地を有する協議会の正会員（たじみ農産物直売所出荷者協議会規約第4条第1項に規定する正会員をいう。以下「事業参加会員」という。）が、主にたじみ農産物直売所若しくはひめ青空市へ出荷し、又は学校給食の用に供するために出荷する農作物を5年以上作付けするために設置するパイプハウス等の資材費	第3条 補助の対象経費は、市内に住所を有し、かつ、市内に農地を有する協議会の正会員（たじみ農産物直売所出荷者協議会規約第4条第1項に規定する正会員をいう。以下「事業参加会員」という。）が、主にたじみ農産物直売所若しくはひめ青空市へ出荷し、又は学校給食の用に供するために出荷する農作物を5年以上作付けするために設置するパイプハウス等の資材費		
<u>(消費税相当額を控除する。)</u> とする。			
2 補助金の額は、補助対象経費の4分の1以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予算に定める額を限度とする。	2 補助金の額は、補助対象経費の4分の1以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予算に定める額を限度とする。		
摘要	改正理由 本事業と合わせて補助を行う、陶都信用農業協同組合の補助対象経費の算定方法と整合性を図るため。		